

これまでの議論のまとめ（素案）

平成19年3月14日

1. 学校評価の実施状況と課題について

- 自己評価・外部評価の実施・公表の状況については、ほぼ全ての公立学校において自己評価が実施されているなど、年々着実に取組が進められている。
- しかし、自己評価の公表や外部評価の実施、自己評価結果に~~対関~~する保護者の理解は進んでいない状況がある。今後、真に実効性のある学校評価システムの構築に向けた~~更さら~~なる取組が求められる。

自己評価・外部評価の実施・公表状況について

- 学校評価については、平成14年度~~からより~~、小学校設置基準（中学校、高等学校、幼稚園についても、それぞれの設置基準において同様の規定がある。）において、学校の自己点検・評価（自己評価）とその結果の公表が努力義務とされている。
- 平成16年度間における学校評価の実施状況をみると、自己評価はほとんどの公立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲・聾・養護学校）において実施されているが、一方でその公表率は~~年々~~、着実にあがってきてはいるものの、まだ約4割に~~留まっている~~である。
- 外部評価については、同じく公立学校の約8割で実施され、そのうち約8割が公表している。

【参考】

公立学校の学校評価の実施状況（平成16年度間）

	実施率	結果公表率
教職員による「自己評価」	96.5%	42.8%
保護者等による「外部評価・外部アンケート等」	78.4%	82.9%

自己評価結果の保護者への周知状況について

- しかし、上記に示された学校の自己評価や保護者等による外部評価の実施・公表の状況にもかかわらず、保護者等を対象とした各種のアンケート調査結果からは、8割程度の保護者が学校の自己評価結果について知らないと感じている状況が示されている。

【参考】

(社)日本PTA全国協議会「学校と家庭の教育に関する意識調査報告書」(平成18年3月)

- ・あなたのお子さんが通う学校では、自己評価結果が公表されましたか。

わからない … 76.3%

(財)経済広報センター「義務教育に関するアンケート結果報告書」(2006年10月)

- ・学校の自己評価が義務化^(注)されていますが、このような自己評価の結果をみたことがありますか。

見たことも聞いたこともない … 80%

(注) なお、小学校設置基準等上は「努力義務」である。

~~内閣府「学校制度に関する保護者アンケート」(平成18年11月24日)~~

- ~~・あなたのお子様に通学している学校の自己評価についてどのように認識されていますか。~~

~~学校が自己評価を実施しているかどうかについては全く知らない … 72.0%~~

学校評価の充実に向けた検討の観点について

- 以上の現状を踏まえ、今後、学校評価の着実な定着と推進を図り、真に実効性のある学校評価システムの構築を図るためには、次に示す観点に留意しながら、~~更~~さらなる取組が必要と考えられる。

- ① 学校評価の用語の定義や相互の関連性を整理し、わかりやすく、明確にすること。
- ② 自己評価の充実を図るとともに、外部評価との有機的な連携を図ること。
- ③ 評価結果を踏まえた支援・改善など、関係諸機関の在り方を明らかにすること。
- ④ 学校の情報の公開の一層の促進を図ること。
- ⑤ 第三者評価の在り方についてさら~~更~~に検討を深めること。
- ⑥ 私立学校、高等学校等における学校評価の在り方について更に検討を深めること。
- ⑦ 学校評価と教員評価の関係の在り方について整理すること。

- 以下、上記の観点について検討し、その結論の要旨を冒頭の□ 囲みの中に示すとともに、その下に結論に至った理由について説明する。

2. 学校評価の用語の定義について

○ これまで学校評価は、「自己評価」「外部評価」「評価結果の説明・公表、設置者への提出及び設置者等による支援や条件整備等の改善」の3要素から構成されると定義されてきた。しかし、

① 保護者等を、学校との関係の中で「外部」よりは、むしろ「ステークホルダー」（地域社会も含めて学校に利害関係を持つ者）として位置付けるべきではないか。

② 教育再生会議等において「第三者評価」の在り方が議論されているが、これも外部評価の一種であるため、従来から用いられてきた「外部評価」の用語が多義的になり、何を指すのかがわかりにくくなっている。

③ 設置者等による支援・改善は、学校評価の活用を図る上で極めて重要な要素であるが、厳密な意味での支援・改善そのものは評価とは異なるのではないかと考えられる。

○ このことを踏まえ、「学校評価」の実施手法について、以下の3つの要素により構成されるものとして、~~により行うことを改めて~~基本的な考え方を整理とすることが適当。

「自己評価」

＝校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、予め設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況の把握や取組の適切さを検証し、評価を行う。

~~「学校関係者評価(外部評価)＝(学校関係者評価)」~~

~~＝当該学校の自己評価結果を、保護者(P T A 役員等)、学校評議員、地域住民等~~
その他の学校関係者などの外部評価者により構成された委員会等が、当該学校の教育活動の観察等を通じて自己評価結果を検証し、評価を行う。

「第三者評価」

＝当該学校に直接~~関~~かかわりをもたない専門家等が、自己評価及び~~外部評価~~(学校関係者評価(外部評価))結果等を資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的立場から評価を行う。

○ 児童生徒・保護者等を対象とする「外部アンケート等」については、学校関係者評価(外部評価)(~~学校関係者評価~~)ではなく、「自己評価を行う上で、目標等の設定・達成状況の把握や取組の適切さを検証する資料とするため、児童生徒、保護者、地域住民を対象に、アンケートの実施や懇談会の開催により、授業の理解度や学校

に関する意見・要望等を把握するために行う。」ものと位置付けることが適当。

- 「外部評価」の用語については、狭義・広義で意味合いが異なること、一方でこの用語が広く定着していることにかんがみ、「学校関係者評価」（略して「関係者評価」）、「保護者等による外部評価」、あるいは、自己評価に対するものとして単に「外部評価」とするなど、趣旨に応じて適宜用語を用いることが適当。

自己評価、外部評価、第三者評価の定義について

- 「学校評価ガイドライン」においては、学校評価を「自己評価」「外部評価」「評価結果の説明・公表、設置者への提出及び設置者等による支援や条件整備等の改善」の3つの要素から構成されるものと定義している。
- そのうち自己評価については、「校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、予め設定した目標や具体的計画に照らして、自らの取組について評価を行うものである。」と定義している。
- また、外部評価については、「学校の自己評価結果を、学校評議員、PTA役員（保護者）、地域住民等の外部評価者が評価する方法を基本として行うものである。」と定義している。

あわせて、「設置者は、各学校ごと又は同一地域内の複数の学校ごとに、外部評価者によって構成される委員会等（以下、「外部評価委員会」という。）を設置する。外部評価委員会にかえて、学校評議員や学校運営協議会等の既存の保護者、地域住民等による組織を活用して外部評価を行うことも考えられる。」としている。
- ここに示された考え方は、学校評価を推進する上で今後も重要な理念と考えられることから、引き続きその基本的な考え方に立つことが適当である。しかし、次のような点に留意して~~さら~~更に検討を深めることが必要~~で~~がある。
 - ① 外部評価者の例示として挙げられた者が、学校との関係の中で「外部」と言い切れるのかどうか。むしろ、企業についていわれる「ステークホルダー」（地域社会も含めて学校に利害関係を持つ者）として位置付けて考えることが適当なのではないか。
 - ② 教育再生会議における議論の一つとなるなど、「第三者評価」の在り方が最近になって大きな課題となっているが、これも~~＝~~学校の内部による評価ではないという点で外部評価の一種であるため、従来から用いられてきた「外部評価」の用語が具体的に~~どの範囲まで~~何を指すのかがわかりにくくなっている。

③ 設置者等による支援・改善は、学校評価の活用を図る上で極めて重要な要素であるが、厳密な意味での支援・改善そのものは評価とは異なるので、~~この際、あらためて概念を整理する必要があるのではないか。~~

○ 以上を踏まえ、学校評価の実施手法については、次の「自己評価」「学校関係者評価(外部評価)」「第三者評価」の3つの要素により構成されるものと構成して、~~それぞれ以下により行うことを改めて基本~~的な考え方を整理とすることが適当と考えられる。

「自己評価」

＝校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、予め設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況の把握や取組の適切さを検証し、評価を行う。

~~「学校関係者評価(外部評価)＝(学校関係者評価)＝~~

~~＝当該学校の自己評価結果を、保護者(P T A役員等)、学校評議員、地域住民等~~その他の学校関係者などの外部評価者により構成された委員会等が、当該学校の教育活動の観察等を通じて自己評価結果を検証し、評価を行う。

「第三者評価」

＝当該学校に直接関かかわりをもたない専門家等が、自己評価及び~~外部評価(学校関係者評価(外部評価))~~結果等を資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的(第三者的)立場から評価を行う。

○ このうち、自己評価及び~~外部評価(学校関係者評価(外部評価))~~は、おおむね、学校が主体となって、当該学校の教職員により行う評価(自己評価)であったり、保護者や地域住民、有識者等を招いて行う評価(外部評価)である場合が多い。その観点から、両者は学校が主体となって行う、表裏一体の評価として整理できる。それに対して第三者評価は、学校以外の者が主体となる評価と整理でき、基本的に学校評価の3要素はその2類型に大分することができると考えられる。

ただし現在、外部評価として、例えば設置者である市町村教育委員会が中心となって中学校区単位程度で外部評価委員会を構成し、校区内の小・中学校の評価を行う例もみられる。この場合、必ずしも学校に主体性があるとは言い難いが、この場合も構成員に学校の保護者や地域住民などが入ることが通例である。このような類型も、~~外部評価(学校関係者評価(外部評価))~~に第三者評価の要素を加えた発展型と考えられ、必ずしも学校が主体であるかどうかが必要条件とまでなるものではないと考えられる。

外部アンケート等の定義について

○ また、児童生徒、保護者、地域住民を対象とするアンケートの実施や、その意見・要

望等を把握するための懇談会の開催についても、「学校評価ガイドライン」の策定までは、従前、「外部評価」として位置付けて実施されてきた例が多い。

本来の外部評価は、外部評価委員が実地に授業等を観察したり、学校の教職員と双方向の意見交換を行うことなどによって、自己評価結果に示された学校の教育活動等の検証を行い評価を行う機会が確保されることが重要であると考えられる。このことから、外部評価を単なるアンケートの実施や懇談会での意見・要望等の把握にとどめることは好ましくない。

- このこと ~~を踏まえ~~から、児童生徒、保護者、地域住民を対象とするアンケートの実施や、その意見・要望等を把握するための懇談会の開催については、学校関係者評価(外部評価 ~~(学校関係者評価)~~)としてではなく、「外部アンケート等」と定義し、「自己評価を行う上で、目標等」の設定・達成状況の把握や取組の適切さを検証する資料とするため、児童生徒、保護者、地域住民を対象に、アンケートの実施や懇談会の開催により、授業の理解度や学校に関する意見・要望等を把握するために行う。」ものと位置付けることが適当と考えられる。

「外部評価」の用語について

- また、従前使われてきた、保護者等による学校の評価を示す「外部評価」の用語については、狭義では保護者・地域住民や有識者等による評価を指すものである一方、広義では学校の教職員などの学校内部の者以外による評価全体を指す用語として使われている。しかし今般、広義の外部評価に含まれる第三者評価の導入の検討が焦眉の急となっている中で、用語の定義を改めて検討する ことが必要 ~~がある~~ と考えられる。

一方で、外部評価という用語は、これまで学校において長く定着して使われてきたことから、安易にその名称を変更することは混乱を招くおそれがある。

- このことを踏まえ、従来用いられてきた狭義の「外部評価」の用語については、例えば、「学校関係者評価」や略して「関係者評価」、または「保護者等による外部評価」、あるいは自己評価に対するものとして単に「外部評価」という用語を用いるなど、文脈等に応じて、その趣旨が理解されるよう適宜用語を用いることが適当と考えられる。

なお、本報告書においては、理解のしやすさを考慮して、「学校関係者評価(外部評価) ~~(学校関係者評価)~~」を基本としてと表記する。

改善の在り方を含めた学校評価システムの構築について

- 学校評価は、その結果に基づき改善策が講じられることに意義があるものであり、その過程においては、当然に、市町村教育委員会等の設置者をはじめとする関係諸機関に

よる学校の支援・改善のための指導・助言や具体的な改善策が極めて重要である。

しかし同時に、~~このような支援・改善 (Action) そのものは、特に~~評価 (Check) としての側面に着目したは異なるものであり、「学校評価」の定義を構成する3要素であるの括りの下で「自己評価」「学校関係者評価(外部評価)」「第三者評価」等と、設置者等による「支援・改善」をそのまま同列に並べることは、少し性質が異なるのではないかとの違和感がある。

このことから、設置者等による支援・改善については、学校評価に関するいわゆるPDCAサイクルのA (Action)に当たる、学校運営の改善を目指す評価をめぐる流れの中の欠かせない一部として、「学校評価システム」(後述)の重要な要素として位置付けて、その着実な構築を図ることが適当と考える。

「評価」の在り方について

○ また、学校評価に対して、そもそもどのような機能を期待するのかについては、様々な考え方がある。例えば、チェックリスト型監査(後述)など、合規性を逐一検証する機能まで持たせるという考え方もありうる。

これについては、後にも述べるように、自己評価や外部評価の限界などを踏まえて、学校の細かな状況の日常的なチェックや、例えば衛生や建築に関する基準など法令に基づく細かな基準適合性などの合規性については、日々の学校の校務分掌等を通じた学校運営の中や、教育委員会など設置者等による専門的あるいは日常的なチェックにより担保されるべきではないかと考える。

すなわち、学校評価は、学校における日常的な合規性のチェックや、日々のPDCAサイクルの総体を通して、そのための体制が整備され機能しているかどうか等を評価するという側面に重点を置くことが適当と考える。

今後の検討課題について

○ 児童生徒による評価の位置付けについて、アンケートの客体としての位置付けだけではなく、自己評価や外部評価への主体的な参画、あるいは授業評価などのより積極的な活用などが考えられる。一方で、児童生徒による授業や教職員の評価が、教職員や学校を必要以上に萎縮させ、結果的に学校運営の改善につながらないのではないかと、あるいは児童生徒の発達段階により異なるのではないかと、等の懸念もある。

これらを踏まえて、今後さら更に検討を深めることが必要でがある。

3. 自己評価の充実と外部評価の着実な導入について

- 今後、自己評価・外部評価など学校評価の充実を図るために、以下の観点が重要。
 - ・ 自己評価、学校関係者評価(外部評価)、第三者評価の3つを一体的に検討することが必要。特に、学校の運営にあたっては、教職員と保護者等相互の理解と連携協力が極めて重要であり、このことから教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価(外部評価)は、有機的・一体的に位置付けることが適当。
 - ・ 自己評価について、課題の重点化を図り、具体的かつ明確な目標を設定して行うことを基本とすることが望まれる。
 - ・ 学校関係者評価(外部評価)について、具体的かつ明確に設定された目標等に関する自己評価結果の検証を行うことを基本とすることが適当。
 - ・ ⊖ 学校運営の改善を図る上で学校評価が果たす役割の重要性を踏まえ、その総合的な根拠となる規定を法令上位置付けることが適当。

- 自己評価及び学校関係者評価(外部評価)の実施や公表の在り方について、学校評価ガイドラインの改訂など、その具体的な内容や位置付けを明確にすることが必要。

自己評価の課題について

- 「1. 学校評価の取組の現状と課題について」にあるように、自己評価の実施率は公立学校で既に100%近い。しかし、その実情は、例えば学期末・年度末に開催した教職員による反省会の議事をまとめたものをもって自己評価としたり、また、教職員に対する意識アンケート調査を単に集計したものをもって代えている学校もあることが懸念される。このように、当初から公開することを意識したものではないがゆえに、自己評価結果の公表が十分に進まないのではないかと、等も指摘されるところである。

外部評価の課題について

- 学校関係者評価(外部評価(学校関係者評価))については、その評価者の性質上、学校の教育活動について学校の教職員以上の専門性を期待することは非常に困難であるし、学校や教職員が日常的に使用している用語や概念についても、必ずしも十分な理解を持っていない。また、日常的に学校に勤務している教職員とは異なり、保護者等は当然ながら時間的な制約が大きい。

- このことから、学校関係者評価(外部評価(学校関係者評価))を通じて、改めて学校運

営の詳細について一項目ずつその在り方を問うていくなどの網羅的な評価を行ったり、また非常に詳細かつ高度に専門的な内容の自己評価結果を検証することは、その有する専門性の課題や時間的制約から極めて困難であり、適切な評価結果とはならないことが予想されると考えられる。

むしろ、保護者等にも理解しやすい内容を中心とした評価を通じて、学校に新たな気づきをもたらすとともに、相互の理解を深めて連携を促し、学校運営の改善に協力してあたることを目指すことが求められているのではないかと考えられる。

学校評価の流れについて

- 以上を踏まえ、学校運営を進めるにあたって、学校評価は、
 - ① 前回の学校評価や、学力・体力調査の結果などに示された学校の現状を踏まえ、具体的かつ明確な教育目標等を設定する。
 - ② その目標等の達成に向けて、保護者等と連携協力しつつ、教育活動等を行う。
 - ③ 学校は、目標等の達成状況の把握や取組の適切さを検証し、自己評価を行い、課題やその改善策等を取りまとめる。

その際、必要に応じ、児童生徒、保護者、地域住民を対象に、授業の理解度や学校に関する意見・要望等を把握するためのアンケートの実施や懇談会を開催し、自己評価を行う際の重要な資料として活用する。

- ④ 学校の教職員以外の~~外部評価者~~学校関係者（保護者（PTA役員等）、学校評議員、地域住民等）などの外部評価者により構成された委員会等が、教育活動の観察等を実施し、自己評価結果の検証を行い、評価を実施する。
- ⑤ 自己評価・学校関係者評価（外部評価）結果に示された課題をもとに、設置者等と~~も~~連携しつつ、教職員や保護者等の意見・要望等を踏まえながら、改善策等を講じ、保護者等にもわかりやすい具体的かつ明確な教育目標等の見直し・設定を行い、その達成に向けて努力する。

との、自己評価のみならず、学校関係者評価（外部評価）との有機的な連携を図りながら、学校評価に関する~~いわゆる~~PDCAサイクルを確立する中で行われることが望まれる。

このような、学校評価を核として見たPDCA（Plan 目標設定－ Do 実行－ Check 評価－ Action 改善）サイクル全体を、「学校評価システム」と称することとする。

学校評価の位置付けについて

- しかし、学校評価についてはそもそも、小学校設置基準等において自己評価の実施と公表の努力義務が規定されているのみであり、外部評価の位置付けや自己評価との関連、また自己評価・外部評価を含む~~め~~学校評価そのものについての位置付けを定める規定は

法令上存在しない。

学校評価の位置付けの明確化と自己評価・外部評価の一体的推進について

○ これらを踏まえ、今後、自己評価・外部評価など学校評価の充実を図るためには、次の観点が重要と考えられる。

① 教職員による自己評価・保護者等による~~外部評価~~(学校関係者評価(外部評価))・専門家等による第三者評価の3つを、相互に関連し補完するものとして一体的に検討することが必要性がである。

特に、学校における教職員と保護者等は密接かつ不可分な関係にあり、学校運営にあたっては相互の理解と連携協力が極めて重要である。このことから、教職員による自己評価と、保護者等による学校関係者評価(外部評価)は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるべきである。

②~~②~~ 自己評価について、P D C Aサイクルにより行われることを前提に、あまりに網羅的に行うのではなく、課題の重点化を図り、具体的かつ明確な目標を設定して行うことを基本とすることが望まれる。

しかし、課題を把握するためには、同時に日常的な~~まず網羅的な~~点検・評価が必要であるろう。また更に、あまりに重点化された課題の設定のみでは、学校運営全体における力点の置き方に均衡を失することになる可能性もある。このことから、目標の重点化を図る「課題指向型」の学校評価とともに、日々の学校運営の中で、必要に応じて、~~網羅的あるいは一定の範囲で~~幅広な「全方位型」のチェック等評価を適宜行うことが使い分けることが適当と考えられる。

③ ~~また、~~学校関係者評価(外部評価(~~学校関係者評価~~))については、具体的かつ明確に設定された目標等に関する自己評価をベースとして、その結果の検証を行うことを基本とすることが適当と考えられる。

④~~④~~ 学校の改善に果たす学校評価の重要性を踏まえて、自己評価・学校関係者評価(外部評価)などの具体の学校評価の取組の促進のために、その総合的な根拠となる規定を法令上位置付づけるべきである。

あわせて、~~これらを踏まえ、~~自己評価及び学校関係者評価(外部評価)の実施や公表の在り方等について、学校評価ガイドラインを改訂するなど、その具体的な内容や位置付けを広く明らかに明確にすることが必要性がである。

→検討課題：①自己評価・外部評価について、上記のような考え方に立つかどうか。

②自己評価・外部評価の実施・公表の義務付けの在り方について

③学校評価ガイドラインの改訂について

今後の検討課題について

- 学校関係者評価 (外部評価 (~~学校関係者評価~~)) を行うにあたり、学校評議員の果たすべき役割について、評価の実施・公表の在り方や、学校評議員と学校との連携をより促進し「学校応援団」としての機能を強化するための在り方など、様々な側面から今後さら更に検討を深める必要がある。

4. 評価に基づく支援・改善など関係機関の役割の在り方について

- 学校評価結果に基づく設置者等による学校への支援・改善が重要であり、そのため、評価結果を報告書にとりまとめた上で~~ついて~~、設置者等への報告を促すことが適当必要。
- あわせて、設置者等は、学校評価結果を学校改善に活用するとともに、自らのこれまでの学校の設置管理等に対する評価と受け止め、その改善を目指すことが必要。
- 教育委員会等が、学校の管理職や一般の教職員を対象として、それぞれに期待される役割を踏まえた研修や、指導主事等を対象とした研修等を充実することが必要。
- 学校評価システムの充実を考える上で、学校経営に関する専門性を有する教職員の育成が重要であり、学校評価や学校全体のマネジメントの在り方などに関して、大学のカリキュラム等の中で一層取組が進むことが期待される。
- ~~○ 国、都道府県・市区町村教育委員会等の関係諸機関の役割の在り方について、今後さらに検討が必要。~~

評価結果に基づく設置者等による支援・改善の充実について

- 学校評価は、その結果を踏まえて学校運営の改善につながってこそ意味があるものである。このことから、例えば公立小・中学校についていえば設置者である市町村教育委員会を中心に、学校評価結果に基づく設置者等による学校への支援・改善機能の重要性を強調することが必要である。

~~そのためには~~このように、学校評価結果に示された、学校にとって重要と思われる課題等について設置者等による適切な学校の支援・改善を促すことが重要であるが、そのための前提として、学校の自己評価及び学校関係者評価(外部評価(学校関係者評価)の結果)について、特に自己評価を単なる反省会に終わらせることなく、それらの結果を報告書にとりまとめた上で~~を~~、学校から設置者等に報告するよう促すことが適当必要である。

【参考】

公立学校の学校評価結果の設置者への提出状況（平成16年度間）

	提出率
自己評価結果	26.3%

- また、市町村教育委員会などの学校の設置者は、学校評価に示された結果について、その検証を通じて学校に対する指導や支援・改善に努めるとともに、その結果はまさに設置者自身による学校の設置管理状況を反映するものに対する評価であることを深く自覚することが重要である。すなわち設置者は、学校評価結果について、学校改善のための基礎資料とするとともに、自らのこれまでの設置管理の取組に対する評価と受け止め、その改善を目指すことが必要重要である。
- また、設置者に限らず、例えば公立小・中学校についていえば、人事権者である都道府県教育委員会による支援・改善のための努力が重要である。さら更に、外部機関による改善支援を活用することなども考えられ、今後、学校評価の結果を踏まえた支援・改善において、関係諸機関が果たすべき役割や内容について、今後さら更に検討を深めることが必要である。

教育委員会による研修等の充実について

- また、各学校における学校評価について、その質を向上させるために、校長・教頭などの管理職や教務主任等、また一般の教職員を対象として、PDCAサイクルを基礎とした目標管理や組織マネジメントの在り方、また評価手法など、それぞれに期待される役割分担を踏まえて重点化を図る研修や、各学校への指導の充実を図るための指導主事等を対象とする研修等が重要でありを、教育委員会など関係諸機関において充実することが必要重要である。

あわせて、外部評価(学校関係者評価)の評価者を中心とした保護者や地域住民等を対象に、学校評価に関する情報の提供や研修の機会を充実することも望まれる。

学校のマネジメント等に関する大学のカリキュラム等の充実について

- また、学校評価は、本来、学校経営システム全体の中の一つに位置付けられるものであり、学校評価システムの充実を考える上で、学校経営に関する専門性を持った教職員の育成が非常に重要となる。このため、現職教員の再教育に大きな役割を果たす大学(特に大学院レベル)における学校経営に関する教育の充実が求められるところである。

例えば、学校評価の取組の好事例・失敗事例も含めた事例分析や、学年・学級経営にとどまらず学校全体のマネジメントの在り方などについて、今回制度が創設された教職

大学院をはじめ、教育学・教員養成に関する高等教育レベルにおけるカリキュラム等の中で一層取組が進むことが期待される。

国と教育委員会の役割分担について

- 現在、公立の義務教育諸学校においては、設置者あるいは人事権者である教育委員会が、評価のための委員会を構成するなどにより、各学校の評価等が行おこなわれている例があり、また多くの教育委員会においては学校への指導主事訪問による教科等の指導が行われている。

これらと外部評価、特に平成18年度において文部科学省が実施した第三者評価の試行との関係の在り方については、さらに検討を深める必要があるが、おおむね次のような考え方に立つことが望ましいのではないかと考える。

- ① 国による第三者評価の試行は、限られた人員と時間的制約の中で、学校の課題点や良さを見いだし報告することに力点を置くべきである。そこに示された課題等について、実地に時間をかけて具体的な支援・改善に取り組むのは、本来的に当該学校の設置者や人事権者が指導主事訪問等を通じて果たすべき役割ではないか。

なお、第三者評価が本格的に実施される際の改善のためのシステムの在り方については、別途検討を要すると考える。

- ② 設置者自身が実施する学校の評価は、設置者が行っている学校の設置管理行政の改善のために行うものであり、設置者の自己評価の一環あるいは政策評価として考えるべきではないか。

- ③ 設置者ではない人事権者（例えば、公立義務教育諸学校における都道府県教育委員会）が行う学校の評価は、ある面において人事権者の自己評価の一環あるいは政策評価であり、ある面においては第三者的な評価としての側面を有している。これについては、その実施形態や意図により位置付けが決められるべきではないか。

なお、第三者評価において、誰だれが主体となるべきか、国、都道府県、市町村がそれぞれのどのような役割を果たすべきかについては、別途第三者評価に関する検討の中で引き続き議論が必要である。

5. 学校の情報の公開の促進について

- 学校の情報については、保護者等の視点に立ち、学校との連携協力が深まるように、広く、十分に公開することが適当。
- 学校評価とあわせて、情報の公開の重要性を踏まえた規定の位置付けを行うことが適当。

情報公開の促進について

- 学校の情報の公開については、平成14年より、小学校設置基準（中学校、高等学校、幼稚園についても、それぞれの設置基準において同様の規定がある。）において、自己評価についてその結果を公表する努力義務と、学校運営の状況について保護者等に対し~~て~~積極的に情報を提供する義務が規定されている。

【参考】

公立学校の情報提供の実施方法（平成16年度間）

	実施率
学校便りを配布	86.0%
学校評議員・学校運営協議会に説明	59.6%
ホームページに掲載	41.0%
学校要覧の配布	25.3%
地域の広報誌に掲載	11.5%
地域住民を対象に説明会を実施	7.1%
その他	12.5%

- しかし、「1. 学校評価の取組の現状と課題について」に示されているように、例えば学校が行っている自己評価結果について、多くの保護者はよく知らない状況にある。

一方で、学校としての自己評価結果の公表の努力は着実に進められているところである。この両者の認識の乖離は、一つには学校が自己評価結果を公表する際に、「自己評価」というタイトルではなく、例えば「保護者アンケート結果」や「学校活動の振り返り」などのタイトルを付けて提供しているために、保護者等がそれを「自己評価」として認識していない可能性も考えられる。

しかしながら、同時に、自己評価・学校関係者評価(外部評価)への保護者のかかわり

の少なさなど学校評価に関する保護者の理解や周知に向けた努力の不足やこのことは同時に、そもそも学校に関する様々な情報が、保護者等に十分にわかりやすい内容で、かつ適切な分量が保護者に提供されていない状況にあることをうかがわせる。

○ また、そもそも、保護者や地域住民等の立場から見たときに、が学校関係者評価(外部評価)を実施したり、保護者・児童生徒等を対象とした教育活動など学校運営に関するアンケートに回答する上で、自己評価結果はもとより、学校に関する基礎的情報を含む多くの情報がわかりやすく示されていることが、的確な評価を行う上で重要である。

○ あわせて、学校の立場から見たときに、学校の情報を保護者等に公開することは、学校が自らの良さや努力を外に向かってアピールし、あるいは抱えている課題を率直に示して理解や支援を得ることができる絶好の機会となるものである。

○ 以上を踏まえ、今後、学校の情報の公開を促進するために、

① 自己評価及び外部評価の結果について、特に保護者等の立場から見てわかりやすい内容や、適切な分量の公表を進める。

② 情報の公開の対象は、当該情報の内容等に鑑みつつも、学校評議員等だけではなく広く一般の保護者や地域住民等を対象とすべきであり、その観点から学校便り等の活用や、ホームページに掲載するなどによる公表を進める。

なお、情報提供先として想定している対象に合わせて、その内容や方法について工夫することが必要である。

③ 例えば、学校の連絡先など学校をとりまく様々な情報をまとめた冊子を作成するなど、保護者や地域住民の視点に立って必要と思われるような情報を、その提供により保護者や地域との連携協力が一層図られるよう、十分な公表を進める。

④ 学校評価及び情報の公開の重要性と、相互の密接な関連性を踏まえて、学校評価に関する総合的な根拠となる規定を法令上位置付ける際には、それと一体的に、情報の公開の重要性を踏まえた規定の位置付けを行う。

ことが必要と考えられる。

なお、情報の公開に当たっては、個人情報の保護や、公開に適するか内容かどうかなどに十分に配慮し適切に取り扱うことが重要である。

6. 第三者評価の在り方に関する今後の検討課題について

- 第三者評価は、学校の自己評価・外部評価を補い、学校運営の質を高めるために行う専門的・客観的な評価として位置付けることが適当。
- 第三者評価の在り方については、その主体、評価手法、評価者の資質、改善策の在り方等について、以下のような今後検討すべき課題を整理。
 - ・ 実施主体の独立性の担保や、国と教育委員会の役割分担の在り方
 - ・ 学力調査の結果等の活用や諸基準の適合性の検証の在り方など、定量的、定性的な評価手法の在り方
 - ・ 定性的評価を行う場合の評価者の質の担保や、独立性を有する専門的な評価者の確保など、評価者の資質の在り方
 - ・ だれが改善策を提供すべきか、だれが改善の責任を負うのかなど、評価結果を踏まえた改善策の在り方
- 第三者評価の在り方については、教育再生会議における議論や、平成18年度における第三者評価の試行事業の状況を踏まえながら、引き続きさら更に検討を深めることが必要。

第三者評価の意義について

- 自己評価や保護者等による外部評価は、学校運営の改善のために行うものであるが、第三者評価については、これらでは不足する部分を補うものとして位置付け、「学校運営の質を高める」ことを目的として学校の取組やその成果を検証し、評価を行うことが適当と考えられる。
- すなわち、基本的に学校が主体となって行う評価である自己評価・~~外部評価~~(学校関係者評価(外部評価))に対し、第三者評価は、
 - ① 保護者等による評価では、学習指導や学校運営等について教職員を上回る識見は期待しにくいことから、専門性を有する有識者等による「専門的」な評価
 - ② 学校と直接の関係を有しない者により、必要以上に学校・地域の事情やしがらみにとらわれず、学校に新たな気づきをもたらすような「客観的(第三者的)」な評価として、学校以外の者が主体がとなって行う専門的・客観的な評価と位置付けることが適当と考える。

第三者評価の在り方について

- 具体的に第三者評価において、何をどのように評価すべきかについては、
 - ① 学力の状況を含む様々な基準を満たしているかどうかを検査するチェックリスト型監査、
 - ② 各学校が教育目標その他の教育上達成すべき目標の設定・達成に向けて適切に取り組んでいるかどうかの検証、
 - ③ 自己評価・学校関係者評価(外部評価~~(学校関係者評価)~~)が実施されていることを前提として、それらが適切に実施され、その評価結果が学校運営の改善に適切に結びつけられているかどうかや、学校に関する情報が保護者等に適切に提供されているかどうかなどを含む、学校運営全般の在り方に関する評価、を行うことが考えられる。

- このことについて、
 - ・ ①の広範にわたる諸基準（例えば、施設・設備や衛生に関する基準、など）の適合性などの合規性について逐一検証することは、人員・日程的にも事実上不可能である~~し~~、そもそもこれらについては、本来、学校の日常的な取組や、設置者の各担当部局等において適宜検証すべきものと考え~~るではないか~~。
 - ・ このため、現実的には、①について基準適合のための学校や教育委員会の体制等取組が妥当かどうか等を検証する監査的な~~として~~の要素（インスペクション）も~~を~~盛り込みつつも、②・③の各学校の目標の設定・達成に向けた取組状況など学校運営全般の在り方について評価し、その結果を踏まえて、今後の学校運営の改善につなげるための課題点等を提示することを基本とすべきものと考え~~るではないか~~。

- このことを通じて、
 - ① 全国的に波及させることが望ましい優れた取組を広く紹介し、
 - ② 課題の多い学校については、人事権者や設置者による改善支援を促す、などの役割を果たすことが期待される。

- 実際に評価するにあたっては、
 - ① 定量的評価がどこまで可能か、あるいは、どこまで重視すべきか。
少なくとも、学力調査の結果や学校の現状で単純にランク付けを行うことは適当ではない。しかし、置かれた条件が異なる学校を、どのようなものさしで図るのか。
 - ② 定性的評価による場合、評価者の経験・知見などの質に左右されることとなるのではないか。

③ 学校側が外部にアピールしたい特色や、専門家による評価を求めている部分を適切に把握し、評価することが、その学校の取組水準を測る上でも重要ではないか。

④ 第三者評価を行う際に、改善のための方策も提示すべきかどうか。

⑤ 評価結果について、設置者等との間に考え方の乖離がある場合に、だれがどのようにして調整すべきか。

⑥ 評価結果を設置者等が受け止め、指導主事等が実際の学校の指導にあたるという流れが円滑に流れるようにするためには、どのようなシステム構築や関係者の研修等が必要か。

などの課題について検討することが必要である。

○ また、第三者評価の主体についても、そもそも誰だれが実施するのが適切かどうかの検討が必要であるが、その際、

① 評価者となる者が、もともと学校に対して有する権限等との関係で、公正中立な評価が可能かどうか。

② 評価の信頼性・客観性を担保するため、高い独立性を保つ仕組みが必要ではないか。

③ 国・都道府県・市町村は、それぞれ第三者評価のシステム全体においてどのような位置付けと役割を担うべきか。特に、教育委員会が実施している評価や指導主事訪問等との関係をどう整理すべきか。

④ システムの構築・維持に要する膨大なコストを誰だれが負担するのか。特に、上記③と関連した役割分担なども考慮すべきかどうか。

⑤ 誰だれが最終的に学校改善に責任をもつのか。

等を勘案し、教育行政制度全体を見通した慎重な設計が求められる。

○ 第三者評価の在り方については、平成18年9月より平成19年1月にかけて、国において試行事業を全国124校を対象に実施したところである。また、教育再生会議においても議論が行われているところである。これらの状況を踏まえながら、学校の第三者評価が日本の風土になじみつつ生きる在り方について、引き続きさら更に検討を深めることが必要である。

7. 私立学校、高等学校等における学校評価の在り方について

- 私立学校や高等学校等においても、学校評価の導入は意義があると考えられるが、例えば私立学校にはそれぞれの建学の精神など、各学校種等に応じての特性等があることから踏まえ、その具体の在り方についてはさら更に検討を深めることが適当必要。

私立学校等における学校評価の意義について

- 学校評価の必要性については、公立の義務教育諸学校に限らず、私立学校や高等学校などの選択的に進学する学校など、その設置主体や学校種を問わず、
 - ① 学校評価を通じて行われる授業や学校運営の課題の指摘と改善は、選択的に進学する学校の場合であっても、そのメリットを学校の教職員や児童生徒が享受できる。
 - ② 学校評価結果の公表や、外部評価の導入によって、学校や教職員にとって外部からの意見を取り入れる良い機会になるとともに、保護者等にとっても、選択的に学校に進学するための検討を行う上で重要な資料となりうる。
- このことから、学校種等を問わず、学校評価は導入する意義があると考えられるが、例えば私立学校にはそれぞれの建学の精神など、学校種等によってそれぞれの実情や特性があり、必ずしも全てを同様に取扱いなければならない必要性はないと考えられる。
今後、それぞれの学校種等に応じて、具体の在り方についてさら更に検討を深めることが適当で必要がある。

8. 学校評価と教員評価との関連について

- 学校評価は、例えば授業観察を通じた評価など、教員評価と手法や内容において共通した面があり、学校全体としての授業研究や、個々の教員の取組の改善などに可能な範囲で適切に活用することが期待される。
- しかし、学校評価と教員評価はそもそも目的が異なることから、~~あくまでも学校~~評価と教員の人事評価（勤務評定）は切り分けて整理することが適当。

授業評価など学校評価と教員評価との関連についての提言

- 平成17年12月の内閣府規制改革・民間開放推進会議の第2次答申を踏まえ、閣議決定された平成18年3月の「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」においては、「授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促す。校長は児童生徒・保護者による具体の評価結果を教育委員会に報告し、教員評価や教員研修を行っている市町村や都道府県の教育委員会が学校教育の改善のため、適切に活用できるよう促すべきである。」とされている。

- 平成18年3月策定の「学校評価ガイドライン」においては、
 - 「○ 一般に、教員評価では、各学校の目標等をもとに、教員一人一人が目標設定を行い、その目標の達成度を評価する目標管理型の評価制度を目指すものが多い。各学校の目標設定を出発点とする点で、このような教員評価は学校評価と共通している。
 - しかしながら、教員評価が適切な人事管理や個々の教員の職能の開発を目的とし、その結果は公表になじまないものであるのに対し、学校評価では、組織的活動としての学校運営の改善を目的とし、その結果を公表し、説明責任を果たすこととしているため、両者は、その目的が大きく異なる。」とされている。

学校評価と教員評価との関連の在り方について

- そもそも「教員評価」の用語は多義的であるが、例えば、
 - ① 地方公務員法等に基づき法律上の義務として行われる教員の勤務評定であって、

9. 学校評価の目的の達成のために

- これまで、今後の学校評価の着実な定着と一層の充実を図るための、学校評価の推進方策やそのための課題について検討を行ってきた。
- 推進を図る上で何よりも大切なことは、学校評価が学校運営改善を最終目的とするものであるとの認識に立ち、その本来の目的を達成するために、学校評価を行うことが学校にとって最終的にメリットがあるものとなるようなシステムの構築を図ることである。そのためには、単なる評価のための評価にならないよう十分に留意する必要があるとともに、特に次に示す観点に十分に配慮しながら、今後、学校評価システム制度の構築を図ることが必要と考える。
 - ① 学校評価の結果が、学校や教育委員会等の関係諸機関による改善につながるような評価内容やシステムであること。
 - ② 自己評価結果の公表と、自己評価結果を踏まえた学校関係者評価(外部評価(学校関係者評価))の実施や、学校に関する情報の積極的な公開は、学校と保護者・地域を結ぶ重要なコミュニケーションツールであり、学校にとって保護者や地域からの理解や協力を得る貴重な機会であることが意識されること。
 - ③ 学校評価が、学校や一人一人の教職員のやる気を高め、より良い教育活動を実践していこうとする意欲につながるものになること。
 - ④ 学校評価のための事務等が過剰になり、教育活動等に支障を来すものにならないようにすること。
 - ⑤ 学校が活用できる人材や予算、時間などには自ずから限界がある。教育活動を始めとする学校運営においては、限られた予算等の適切かつ効率的な活用を図る視点から、メリハリを付けて学校改善を図ることが意識されることが重要であり、学校評価を行う上でもそのような視点が意識されることが望まれること。
- ~~ただし、このことは、単に評価の結果を甘い言葉でくるみ、課題を美辞麗句で覆い隠して表面的な心地よさに酔うことを意味するものではない。また、真に学校の改善を目指すためには、これまでの実践や成功体験を改めて振り返り、そこに潜む課題や達成感に気付くことが重要である。点を見いだすことが欠かせないものであり、評価を行う者も受ける側も、その厳しさを常に意識する必要がある。~~
~~ただしその際、~~評価を行う者は、常に、評価される側の良さやこれまでの努力をしつかりと見て、中立・公正に評価する心構えと資質が重要である。
そして、評価を受ける者は、たとえ耳に痛い内容や、あるいは自らの思いに反するも

のであったとしても、それを厳粛に受け止めて検討し、できる限り今後の改善につなげていくだけの意欲と度量を持つことが必要である。

学校評価をめぐる両者が、ともに自らのなすべきことを自覚し、そして謙虚であることが、学校評価を真に意味のあるものとする上で極めて重要と考える。